

# 広告等の表示及び景品類の提供に関する規則

昭和44年 6月20日制定  
平成 7年 6月16日改正  
平成 7年10月18日改正  
平成11年 2月19日改正  
平成12年12月15日改正  
平成16年 4月28日改正  
平成19年 9月21日改正  
平成20年 3月21日改正  
平成20年 9月19日改正  
平成21年 1月16日改正  
平成21年 3月19日改正  
平成23年 2月17日改正  
平成24年12月20日改正  
令和 8年 3月19日改正

## (目 的)

第1条 この規則は、投資信託等正会員（定款の施行に関する規則第2条第15号に定める投資運用会員のうち、同条第11号に定める投資信託委託業者、同条第9号に定める投資法人資産運用業者及び同条第13号に定める委託者非指図型運用業者をいう。以下同じ。）が行う投資信託及び投資法人（以下「投資信託等」という。）に係る広告等の表示及び景品類の提供に関し、その表示、方法及び遵守すべき事項等を定めることにより、広告等の表示及び景品類の提供の適正化を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。

## (定 義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 広告等の表示

投資信託等正会員が行う投資運用業（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第2条第8項第12号イ及び第14号に掲げる業務に限る。）及び受益証券等（受益証券、投資証券若しくは投資法人債券をいう。）の売買その他の取引等の業務の内容について、同法第37条に規定する広告及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第72条に規定する行為（以下「広告等」という。）により行う表示をいう。

### (2) 景品類

「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第3号）第1項に規定する経済上の利益をいう。

## (基本原則)

第3条 投資信託等正会員は、広告等の表示を行うときは、投資者保護の精神に則り、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとともに、的確な情報提供及び明瞭かつ正確に表示を行うよう努めなければならない。

2 投資信託等正会員は、景品類の提供を行うときは、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るととも

に、その適正な提供に努めなければならない。

(禁止行為)

第4条 投資信託等正会員は、次の各号の一に該当し又は該当するおそれのある広告等の表示を行ってはならない。

- (1) 商業道德又は取引の信義則に反するもの
- (2) 投資信託等正会員としての品位を損なうもの
- (3) 金商法及び投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）その他の法令並びに信託約款に違反する表示のあるもの
- (4) 脱法行為を示唆する表示のあるもの
- (5) 投資信託等正会員間の公正な競争を妨げるもの
- (6) 恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの
- (7) 判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示しないもの
- (8) 元本及び利回りが保証されているかの如き誤解を与えるもの
- (9) 投資信託委託業者（委託者非指図型投資信託の受託会社となる信託会社等を含む。）、受託者、資産保管会社及び販売会社（金商法第29条の規定に基づき第一種金融商品取引業を行うことの登録を受けた者及び同法第33条の2の規定に基づき登録を受けた金融機関をいう。）のそれぞれの業務内容について誤解を与えるもの
- (10) 将来の運用成績について断定的判断を提供するもの
- (11) その他投資者の健全な投資についての判断をあやまらせるもの

2 投資信託等正会員は、顧客に対して景品類の提供を行うときは、不当景品類及び不当表示防止法その他の法令等に違反する又はそのおそれのある景品類の提供を行ってはならない。

3 投資信託等正会員は、第1項の規定に違反する広告等の表示又は前項の規定に違反する景品類の提供を、直接的であるか間接的であるかを問わず第三者に行わせてはならない。

(投資信託等正会員の内部審査等)

第5条 投資信託等正会員は、広告等の表示又は景品類の提供を行うときは、広告等の表示又は景品類の提供の審査を行う担当者（以下「広告審査担当者」という。）を任命し、前条の規定に違反する事実がないかどうかを広告審査担当者に審査させなければならない。

ただし、特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）に対する広告等の表示についてはこの限りではない。

(社内管理体制の整備)

第6条 投資信託等正会員は、広告等の表示及び景品類の提供の適正化を図るため、広告等の表示及び景品類の提供に係る審査体制、審査基準及び保管体制に関する社内規定を制定し、これを役員に遵守させるものとする。

(違反に対する調査)

第7条 本協会は、投資信託等正会員及びその従業員が行った広告等の表示又は景品類の提供が、第3条又は第4条の規定に違反し又は違反するおそれがあると認めるときは、当該投資信託等正会員に資料の提出を求め、事情を聴取することができる。

2 投資信託等正会員は、前項に規定する資料提出の請求又は事情の聴取に応じなければならない。

(広告等に関するガイドライン)

第8条 この規則に定める事項のほか、投資信託等正会員が行う広告等の表示に関し必要な事項は、「広告等に関するガイドライン」で定める。

(その他)

第9条 広告等の表示及び景品類の提供に関し、この規則に定めのない事項については、理事会の決議をもって定めることができるものとする。

(所管委員会への委任)

第10条 理事会は、広告等に係るガイドラインの改正について、自主規制委員会に委任することができるものとする。

2 自主規制委員会は、委任された事項に関し決定（理事会が必要と認めるものに限る。）を行った場合は、速やかに理事会にその内容を報告するものとする。

附 則

1. この「広告・宣伝に関する基準」は、昭和44年7月1日から施行する。
2. 昭和35年11月30日の理事会決定「目論見書に関する通ちょう及び示達に基づく広告宣伝に関する協会の自主規制基準」は、これを廃止する。

附 則

1. この改正は、平成7年6月16日から実施する。
2. 改正後の記の10の規定以外の改正については、平成7年10月1日から実施する。

附 則

1. この改正は、平成7年10月18日から実施する。
2. 削除

附 則

この改正は、平成11年2月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成12年12月15日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年5月1日から実施する。

附 則

1. この改正は、平成19年9月30日から実施する。
2. 平成7年10月18日付改正に伴う附則の2については、平成19年9月30日をもって廃止する。

附 則

この改正は、業務規程の改正に係る主務官庁の認可の日（平成20年3月31日）から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年1月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年3月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から実施する。

\*改正条項は、次のとおりである。

第1条、第2条、第3条第1項及び第2項、第4条第1項～第3項、第5条、第6条、第7条第1項及び第2項、第8条を改正